No.

葛飾区社会福祉協議会

車いす貸出申込書

令和　　年　　月　　日

葛飾区社会福祉協議会事務局長様

１．貸出物品名　　車いす　　台　　車いす番号：

２．理由（〇を付けてください。）

・歩行困難　・通院　・旅行　・外出　・骨折　・腰痛　・介護　・故障

・その他（　　）

３．貸出期間　※貸出期間は原則１ヶ月としています。

※事情により延長を希望される場合は、最大3ヶ月まで貸出が可能です。延長される際は、1ヶ月ごとに継続利用についてご連絡ください。

令和　　年　　月　　日　より　令和　　年　　月　　日　まで

上記について申し込みます。

４．使用者　　名　前

車イスに乗る方

住　所

電　話

５．申込者　　名　前　　（続柄　　）

窓口にいらした方

住　所

電　話

※本人確認〔・運転免許証　・マイナンバーカード　・その他（　　）〕

貸出日　令和　　年　　月　　日　　担当：
返却日　令和　　年　　月　　日　　担当：

「車いす貸出」をご使用される皆様へ

１．車いす貸出とは

社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会かつしかボランティア・地域活動支援センターが、窓口となって行なっています。

区民の方が、車いすを必要とする場合に貸し出します。

また、この車いすは、区民の皆様の善意で贈られた車いすを使用しております。

２．対象者について

⑴病気等により歩行困難な状況にあり、通院、旅行等で一時的に車いすを必要とされる区民の方。

⑵車いすの交付等を受けるまで、または購入までの間、一時的に車いすを必要とされる区民の方。

３．貸し出し期間について

期間は原則１ヵ月までとします。続けての貸し出しはできません。

※ご事情によっては、３ヵ月まで貸出しいたします。

４．車いすの取り扱いについて

⑴使用する方のために、取り扱いにはくれぐれもご注意ください。

⑵返却の際には「原状回復」でお願いいたします。※使用最大重量は 100kg までです。

５．使用料について

⑴使用料は無料です。

⑵ご使用中のパンクや故障等の修理、維持管理は、使用者負担となります。

６．取り扱い窓口について

かつしかボランティア・地域貢献活動センター

葛飾区堀切３－３４－１　ウェルピアかつしか１階

ＴＥＬ　０３－５６９８－２５１１

ＦＡＬ　０３－５６９８－２５１３

受付時間・平日９：００～１７：００（第1・3土曜日）